

会 議 結 果 概 要

会議の名称	令和5年度第1回古河市社会教育委員会議
開催日時	令和5年7月11日（水） 午後3時から午後4時30分
開催場所	古河市役所 古河庁舎 全員協議会室
出席者	<p>委員(12人) 横関委員、落合委員、若林委員、新井委員、渡辺委員、並木委員、岡野委員、三村委員、黒沢委員、宮川委員、大谷委員、畠山委員</p> <p>教育委員会 吉田教育長</p> <p>生涯学習課(4人) 浜口課長、福田課長補佐、安喰係長、遠藤主幹</p> <p>文化教育推進室(4人) 石井室長、立石副参事、大谷課長補佐、神原係長</p> <p>社会教育施設課(2人) 島田課長、国井係長(三和図書館)</p> <p>スポーツ振興課(2人) 宇都木副部長兼課長、中山課長補佐</p>
議題	<p>【議事】</p> <p>議案第1号 令和5年度古河市社会教育事業計画について</p> <p>【報告】</p> <p>報告第1号 古河市文化芸術振興基本計画策定について</p>
審議の内容	<p>【議事】</p> <p>議案第1号 令和5年度古河市社会教育事業計画について 生涯学習課、文化教育推進室、社会教育施設課、スポーツ振興課の順で事業計画について説明を行う。</p> <p>【質疑】</p> <p>Q. 黒 沢 委 員…児童クラブについて、現在、古河市内の全校生徒数はどれくらいいるのか？また、運営はどうなっているのか？利用料金はいくらなのか？</p> <p>A. 福 田 補 佐…5月1日時点において、全校生徒数は6,654人。運営は古河四小、古河五小は保護者会が行っており、その他の学校は(株)アンフィニに委託している。利用料金は負担金5,000円と活動費(おやつ代)2,000円となっている。</p> <p>Q. 並 木 委 員…昨年の関東ド・マンナカ祭りにおいて、「女性用トイレが少ない」という意見があった。体育館のトイレも使用できなかったようなので、増やせないか？</p> <p>A. 宇都木副部長…体育館のトイレについて、屋外にあるトイレは使用できなかったが、館内のトイレは使えたかと思う。</p> <p>Q. 渡 辺 委 員…水辺の学校について、保護者の方から「申込方法が</p>

わからない」との意見が聞こえる。保護者へのお知らせはどうなっているのか？

A. 大谷 補 佐…保護者へは主に I T サービスメールを利用して通知している。今年は4月21日にメールを送った。例年、広報にも掲載しているが、今年度は間に合わず掲載できなかった。古河市のHPにも掲載しているのでそちらを確認してもらいたい。なお、活動は年間を通して行っており、毎年4月ごろに周知している。

Q. 黒 沢 委 員…はなもも体育館で行っている、「第九」の合唱、今年はいつやるのか？

A. 石 井 室 長…今年は12月24日に行う。

Q. 岡 野 委 員…スポーツ振興課のスポーツ施設予約システムについて、利用者の利便性も向上し、非常にありがたい。使い方はどうなるのか？

A. 宇都木副部長…これまでスポーツ施設の予約は、使用施設で使用日の2ヶ月前の1日から予約を受け付けていたが、利用者にとっても施設職員にとっても負担が大きかった。スポーツ施設予約システムはシステム上で仮予約を行い、利用日までに料金を納めれば良いので、利用者にとっても利用が簡単になる。また、予約した日が重なった場合には抽選することもできる。一方で、予約してから連絡がなかったり、反応がない利用者については、利用を制限するなどの措置も検討している。

Q. 岡 野 委 員…歴史博物館における学校見学の対応について、古河地区の学校は歴史博物館まで行くことは容易だが、総和・三和地区の学校は距離があるためなかなか難しい。もっと市バスを利用することはできないか？

A. 立石 副 参 事…現在、学校の市バス利用については教育総務課が窓口となっている。申込・利用については、学校ごとに異なっている。バスの利用ができず、歴史博物館に来ることができない学校へは、出前講座として学校へ行くこともある。

横 関 委 員…大和田小学校は小規模校なので、マイクロバスを利用して、歴史博物館へ見学に行っている。

※質疑応答は以上。議事は審議の上、承認された。

【報告】

報告第1号 古河市文化芸術振興基本計画策定について

	質疑なし ※議事は審議の上、承認された。
問 合 せ 先 (事務局)	古河市役所 教育部 生涯学習課 生涯学習係 TEL : 0280-22-5111 (内線 2106)
備 考	

会議結果概要（記載例）

会議の名称	平成28年度第1回古河市情報審査会																								
開催日時	平成28年4月22日（金）午前10時00分から午前11時45分																								
開催場所	古河市役所 総和庁舎 4階会議室E																								
出席者	（委員） 茨城委員、栃木委員、群馬委員、埼玉委員、 千葉委員 （実施機関） 東京課長、神奈川係長 （事務局） ○○総務部長、○○総務課長、○○課長補佐、 ○○係長、○○主幹																								
議題	1 会長の選出について 2 職務代理者の指名について 3 平成27年度情報公開制度の請求・公開等状況について 4 平成27年度個人情報保護制度の請求・開示等実施状況について 5 情報公開請求に係る異議申立てについて																								
審議の内容	<p>1 会長の選出について</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の互選により、茨城太郎委員に決定する。 <p>2 職務代理者の指名について</p> <ul style="list-style-type: none"> 会長の指名により、職務代理者に栃木三郎委員を指名する。 <p>3 平成27年度情報公開制度の請求・公開等状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求及び請求に係る公開等の状況を事務局から説明する。 <p>[市の実施機関を対象とした条例に基づく情報公開請求・申出件数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求</th> <th>申出</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請求件数</td> <td>6</td> <td>65</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>公開</td> <td>2</td> <td>29</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>一部公開</td> <td>3</td> <td>17</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>非公開</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>不存在</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 平成27年度個人情報保護制度の請求・開示等状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求及び請求に係る開示等の状況を事務局から説明する。 <p>[平成27年度 個人情報保護制度の実施状況]</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の登録件数 1,158件</p> <p>(2) 自己情報開示請求</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求件数 11 開示 9 		請求	申出	合計	請求件数	6	65	71	公開	2	29	31	一部公開	3	17	20	非公開	1	5	6	不存在	0	14	14
	請求	申出	合計																						
請求件数	6	65	71																						
公開	2	29	31																						
一部公開	3	17	20																						
非公開	1	5	6																						
不存在	0	14	14																						

	<ul style="list-style-type: none"> ・一部開示 2 ・非開示 0 <p>※訂正、削除、中止請求はありませんでした。</p> <p>(3) 不服申立件数 0件</p> <p>5 実施機関から諮問された「情報公開請求の異議申立て(1件)」に係る審査を行う。</p> <p>※古河市情報審査会規則第3条第4項の規定により、審査会の会議は非公開とする。</p>
問 合 せ 先 (事務局)	古河市役所 総務部 総務課 総務係 TEL 0280-92-3111 (内線 2211・2212)
備 考	*情報公開制度・個人情報保護制度の請求・公開等状況については、市のホームページに掲載されています。

注) この原稿は参考事例です。

会議結果概要（記載例）

会議の名称	●●市協働のまちづくり市民会議（第4回）
開催日時	※
開催場所	※
出席者	※
議題	1 協働事業市民提案制度について
審議の内容	<p>1 協働事業市民提案制度について 以下のとおり協議を行い、意見を集約した。</p> <p>（1）費用負担 市民提案型制度における対象経費の例示については、公募型補助金制度と同様とし、市が負担する額には限度を設けないこととした。 行政提案型制度においては、事業費と支払方法を明らかにして募集することとし、市民団体は、事業費の範囲内で具体的内容と実施形態・役割分担を明確にして事業を提案することとした。</p> <p>（2）提言書（案）の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民提案型制度を、事業提案制度とアイデア提案制度に分けて制度化することとし、アイデア提案者の要件に年齢制限は設けないこととした。 ・公平性の確保について協議が進められ、提案された事業に対して、審査委員会を設置して審査を行うとともに、事業の専門性や実効性を把握するために、必要に応じて専門家を招致し意見を聴取することとした。 ・モデル事業の実施について提言することとした。
問合せ先 （事務局）	※
備考	

注）この原稿は他市の事例です。

※印は記載を省略しております。